

秘密保持に関する規約

株式会社Resmarch（以下「甲」という。）とインフォマスタートーズギルドアンドリミテッド（以下「本サービス」という。）の参加者（以下「乙」という。）は、甲が提供する情報を第三者に開示する場合の秘密保持に関し、以下の通り規約（以下「本規約」という。）を定める。

第1条（目的）

本規約は、情報漏洩を防ぐため、甲が乙に対し提供した情報の秘密保持を図ることを目的とする。

第2条（秘密情報）

本規約において秘密情報とは、甲が乙に対し本サービスで提供する内容・情報であり、甲が開示した情報であって、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 口答での開示、書面での通知、メールや動画での通知に限らず、甲から知り得た全ての情報
- (2) 生存する個人に関するものであって、特定の個人を識別することができる情報（以下「個人情報」という。）

第3条（秘密保持）

1. 乙は、甲から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法律上守秘義務を当然に負う者に対し、第1条に定める目的のために開示する場合はこの限りではない。
2. 乙は、第三者と共同して業務の一部又は全部を遂行する場合といえども、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、甲の秘密情報を当該第三者に對し開示又は漏洩してはならない。
3. 乙は、秘密情報に関して裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合は、甲に対して命令等の内容を通知し、秘密情報が秘密として取り扱われるための最善の措置を施した上で必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できるものとする。

第4条（乙の責務）

乙は、甲の秘密情報を知得後に本規約条項に違反する行為について、甲に対して一切の責を負うものとする。

第5条（第三受領者）

乙は、第3条第3項の規定に基づき、第三者に秘密情報を開示したときは（以下を「第三受領者」という。）、第三受領者に対し、本規約に基づき自己が負うのと同一の責任ないし義務を課すものとし、第三受領者の本規約条項に違反する行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

第6条（管理責任）

乙は、甲の秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）につき、秘密が不当に開示され又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

第7条（立入）

甲は乙の秘密情報の取扱い状況につき疑義を生じたときは、乙に事前に通知することにより、乙の事業所又は自宅に立ち入った上で、秘密情報の取扱い状況について監査することができるものとし、乙は正当な理由がない限りかかる監査を拒否することはできない。

第8条（事故報告）

1. 秘密情報について漏洩等が発生もしくは発生の疑いが生じた場合、乙は甲に対して直ちに事実関係を報告しなければならない。
2. 乙は、秘密情報を漏洩した場合には、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

第9条（複写・複製）

乙は、原則、複写又は複製してはならない。ただし乙は、甲の事前の書面による承諾があったときのみ本規約に定める目的達成のため必要最低限の範囲で複写又は複製することができる。この場合、乙は他の資料と明確に区別してこれらを慎重に保管しなければならない。

第10条（禁止事項）

1. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に定める行為

をしてはならない。

- (1) 甲の秘密情報の一部又は全部を、本規約第1条に定める目的以外に使用すること
- (2) 甲の秘密情報の一部又は全部を含む秘密情報資料を、第三者に譲渡、貸与又は使用許諾すること

第11条（損害賠償）

1. 乙が本規約条項に違反した場合、当該違反により甲に対し500万円の賠償する責を負うものとする。
2. 乙が本規約の第10条に定める禁止事項を行った場合、甲は乙に対して予告なくサービスの提供を中断するものとする。

第12条（確認事項）

1. 本規約のもとでの秘密情報の開示は、乙に対する甲の特許、実用新案、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではない。
2. 本規約のもとでの秘密情報の開示及び受領は、甲乙何れに対しても、本規約に定める秘密保持義務を遵守した上で、自ら又は第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではない。

第13条（反社会的勢力の排除及び表面保証）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与

をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
- (2) 相手方の名譽や信用等を毀損する行為。
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
- (4) その他これらに準ずる行為。

第14条（合意管轄）

甲及び乙は、本規約に関連して生じた紛争については、その訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（規定外事項）

甲及び乙は、本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、本規約の趣旨に則り、各当事者が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

なお、本規約は、本サービスに参加したと同時に本規約全15条の内容を確認し、同意したものとする。